

入札公告（説明書）

令和4年12月6日

東日本高速道路株式会社 新潟支社長 梅木 秀郎

次のとおり条件付一般競争入札に付します。

本件競争入札については、あらかじめ東日本高速道路株式会社（以下、「NEXCO 東日本」という。）が配布した入札者に対する指示書、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるもののほか、この『入札公告（説明書）』に記載のとおり実施します。

本工事は、契約締結後、労働者確保や建設資材確保に要する計画に変更があった場合、必要となる費用について設計変更を行う試行対象工事である。

本工事は、監督員と受注者双方が工程調整を行うことにより、週休2日を達成するよう工事を実施する「週休2日推進工事（発注者指定方式）」である。

本工事は、工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との協議、地元協議、用地確保等の進捗状況を踏まえた工事工程表を開示することにより、適切な工期設定の取組みを行う「工事工程表開示試行工事」である。

第1 基本事項（調達手続の概要）

- | | | |
|-------|-----------|--|
| 1-1. | 契約件名（工事名） | 新潟支社管内 路側無線設備工事 |
| 1-2. | 契約責任者 | NEXCO 東日本 新潟支社長 梅木 秀郎 |
| 1-3. | 契約担当部署 | NEXCO 東日本 新潟支社 技術部 調達契約課
(住所) 〒950-0917 新潟県新潟市中央区天神 1-1
(電話) 025-241-5116
(Mail) ki-r-niigata@e-nexco.co.jp |
| 1-4. | 競争契約の方法 | 条件付一般競争入札 |
| 1-5. | 競争参加資格の確認 | 事前審査方式（通知型） |
| 1-6. | 入札の方法 | 電子入札 |
| 1-7. | 落札者の決定方法 | 総合評価落札方式（工事实績評価型 実績Ⅱ型） |
| 1-8. | 見積活用方式の有無 | 有 |
| 1-9. | 工事費内訳書の提出 | 必要 … 入札者に対する指示書[13] [16] を参照のこと |
| 1-10. | 入札保証 | 不要 |
| 1-11. | 履行保証 | 必要 … 入札者に対する指示書[29]を参照のこと |
| 1-12. | 契約書の作成 | 必要（作成方法については落札者と協議する）…入札者に対する指示書[30]を参照のこと |
| 1-13. | 契約図書 | |

(1) 本件工事請負契約の内容となる契約図書は次のとおりとする。

なお、本件競争入札に参加を希望する者（以下、「競争参加希望者」という。）及び契約責任者は、契約図書に拘束されることとし、その定める事項を遵守しなければならない。

- | | |
|--------------|---|
| ① 入札公告（説明書） | 本書
https://www.e-exco.co.jp/bids/public_notice/search_service |
| ② 標準契約書案 | https://www.e-nexco.co.jp/bids/doc_download/
【施設工事契約書】を使用すること |
| ③ 入札者に対する指示書 | https://www.e-nexco.co.jp/bids/doc_download/
【電子入札】を使用すること |
| ④ 共通仕様書 | https://www.e-nexco.co.jp/bids/doc_download/
【特記仕様書記載の共通仕様書】を使用すること |
| ⑤ 特記仕様書 | https://www.e-nexco.co.jp/bids/electron/ |

- ⑥ その他契約（発注用）図面等 <https://www.e-nexco.co.jp/bids/electron/>
- ⑦ 金抜設計書 <https://www.e-nexco.co.jp/bids/electron/>
- ⑧ 競争参加資格確認申請書 本書の別紙様式 1-1 のとおり
- ⑨ 入札書 電子入札システムの様式のとおり
- ⑩ 工事費内訳書 上記⑦の金抜設計書により作成する
- (2) 競争参加希望者は、上記(1)に示す契約図書について内容を十分に確認し理解する必要がある、その内容を承諾のうえで本件競争入札に参加しなければならない。
- (3) 競争参加希望者は、上記(1)の①から④に示す契約図書については、NEXCO 東日本のホームページよりそれぞれダウンロードして取得すること。
- (4) 競争参加希望者は、上記(1)の⑤から⑧に示す契約図書については、NEXCO 東日本の電子入札システムにログインした上でダウンロードして取得すること。
- ただし、やむを得ない事由により、上記交付方法による取得ができない競争参加希望者に対しては、契約責任者が指定する方法（CD-R 配布等）により交付するので、上記 1-3. 契約担当部署へその旨申し出ること。
- 契約図書の交付期間は、別表 1『契約手続き日程』のとおり

第 2 調達手続に付する事項（工事概要）

2-1. 工事概要

- | | | | |
|------------|---|--|-------------------------|
| (1) 工事場所 | 関越自動車道 | 自) 新潟県南魚沼郡湯沢町
至) 新潟県長岡市上除町 | (湯沢 IC)
(長岡 IC) |
| | 北陸自動車道 | 自) 新潟県上越市大字茶屋ヶ原
至) 新潟県新潟市江南区俵柳 | (名立谷浜 IC)
(新潟中央 JCT) |
| | 日本海東北自動車道 | 自) 新潟県新潟市江南区俵柳
至) 新潟県新潟市江南区亀田早通 | (新潟中央 JCT)
(新潟亀田 IC) |
| | 磐越自動車道 | 自) 新潟県新潟市秋葉区中新田
至) 新潟県新潟市江南区久蔵興野 | (新津 IC)
(新潟中央 IC) |
| | 上信越自動車道 | 自) 新潟県上越市向橋
至) 新潟県上越市中屋敷 | (上越高田 IC)
(上越 JCT) |
| (2) 工事内容 | 本工事は、新潟支社管内における E T C 設備の新設を行うものであり、これに伴う機器製作、据付、配管配線、試験調整等の工事を行うものである。 | | |
| (3) 工事概算数量 | E T C 設備（新設） | 塩沢石打 IC～六日町 IC 間
新潟中央 JCT
長岡 JCT
上越 JCT | 4 箇所 |
| | 通信線路（新設） | 塩沢石打 IC～六日町 IC 間
新潟中央 JCT
長岡 JCT
上越 JCT | 1.1 Km |
| (4) 工期 | 契約保証取得の日の翌日から 900 日間 | | |

2-2. 余裕期間制度

本工事は、共通仕様書 1-12「着工日」の規定によらず、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者の示した工事着手期限までの間で、受注者の工事の始期を任意に設定することができる。

余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を設置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、現場事務所等の設置、資材の搬入、仮設工事または測量等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、「工事打

合簿」を監督員に提出し協議の上、工事に着手することができるものとする。

余裕期間（工事着手期限）：契約保証取得の日の翌日から 60 日間

第 3 調達手続に参加するための条件等

3-1. 競争参加資格

本件競争入札に参加することのできる者（以下「入札者」という。）は、次に示す事項をすべて満たす者とし、下記 3-3. に示す「競争参加資格確認申請書」を契約責任者に提出した競争参加希望者のうち、契約責任者が競争参加資格があると認めた者とする。

- (1) 審査基準日（下記 3-3. に示す「競争参加資格確認申請書」の提出期間の最終日をいう。以下同じ。）において、NEXCO 東日本の契約規程実施細則第 6 条（入札者に対する指示書[2]を参照のこと）の規定に該当しない者であること。
- (2) 開札時において、工事種別「通信工事」に係る NEXCO 東日本の『令和 3・4 年度工事競争参加資格』を有する者（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、対象工事の工事種別に係る競争参加資格の再認定を受けていること。）であること。
- (3) 審査基準日において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（ただし、当該申立てに係る手続開始の決定後、あらためて競争参加資格の再認定を受け、上記(2)に示す条件を満たす場合を除く）。
- (4) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、NEXCO 東日本から「地域 4（新潟支社が所掌する区域）」において競争参加資格停止を受けていないこと（NEXCO 東日本が「地域 4（新潟支社が所掌する区域）」において講じた競争参加資格停止期間（期首及び期末の日を含む）との重複がないこと）。
- (5) 審査基準日において、平成 19 年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した下記 a) 及び b) 全ての同種工事の施工実績を有すること。
ただし、a) 及び b) の施工実績は同一工事において有する必要はない。

同種工事

a) 道路、鉄道、空港又は河川等の公共的施設において、光ケーブル又はメタルケーブルについて、下記①から③に示す全てを実施した工事

① 施工延長 5 km以上の敷設

② ケーブル相互の接続

③ 試験調整

b) 高速道路又は高速道路以外の自動車専用道路において、交通規制（車線減少）を実施した工事（片側交互通行規制は可。路肩規制・ランプ規制・通行止は不可。）

なお、当該工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、出資の割合（出資比率）が 20% 以上である場合に限り施工実績として認める。

また、本工事の競争参加資格においては、NEXCO 東日本が発注した、「確定した判決又は公正取引委員会による課徴金納付命令若しくは排除措置命令において独占禁止法違反行為があったとされる工事」の施工実績は、企業の施工実績として認めない。

さらに、工事成績評定点合計（以下、「評定点合計」という。）を発注者から通知されている場合で、次のイ)又はロ)に該当する工事は施工実績として認めない。

イ) NEXCO 東日本又は旧日本道路公団の工事については、評定点合計が 65 点未満の工事

ロ) 上記以外の高速道路会社、国又は地方公共団体等の工事においては、評定点合計が一定点数未満であるため当該発注機関の競争入札において施工実績として認めていない工事

- (6) 令和 2 年度・令和 3 年度に完成した NEXCO 東日本における「通信設備工事」の工事成績の平均点が 2 年連続で 65 点未満でないこと。

(7) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、下記に示す施工管理業務の受注者、当該施工管理業務の担当技術者の出向・派遣元又は当該受注者、担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者として、本工事若しくは本工事に係る設計業務等の発注に關与した者でないこと、又は現に下記に示す施工管理業務の受注者、当該施工管理業務の担当技術者の出向・派遣元又は当該受注者、担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

なお、「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次のいずれかに該当する者である。

- 1) 当該受注者若しくは担当技術者の出向・派遣元の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。
- 2) 当該受注者若しくは担当技術者の出向・派遣元の代表権を有する役員が代表権を有する役員を兼ねている者。

・施工管理業務の受注者

・令和 4 年度 保全点検業務等（施設施工管理業務）（受注者：株式会社ネクス・エンジニアリング 新潟）

(8) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、当該関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札者に対する指示書 1 [1] 「入札手続の公正性・透明性の確保に関するお願い」の②（1）の記載に抵触するものではないことに留意すること。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- 1) 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- 2) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、1) については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- 1) 一方の会社等の役員（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- 2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。）を現に兼ねている場合
- 3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

【役員の定義】

会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。

- i) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - a 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - b 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - c 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役
 - d 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- ii) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- iii) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- iv) 組合の理事

V) その他業務を執行する者であって、i) ~iv) までに掲げる者に準ずる者

【管財人の定義】

民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人

③ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合（同一の者が複数の特定 J V の構成員である場合は、当該関係があるものとみなす。）。

(9) 発注規模（契約制限価格）に応じた競争参加資格の区分等又は共同企業体の構成員の組合せ（以下「競争参加資格区分」という。）については、東日本高速道路株式会社契約事務処理要領「別表 1（工事参加者募集・選定表）」により規定しているところであるが、入札時（入札書提出期限日）の最新の労務費・原材料費・水道光熱電力料等を反映した契約制限価格による競争参加資格区分が、入札公告の競争参加資格で求めた等級と異なるものになった場合でも、入札公告における競争参加資格については変更しない。

3-2. 競争参加資格確認申請書の作成

(1) 競争参加希望者は、次に示す「競争参加資格確認申請書（以下、「申請書」という。）を作成しなければならない。また、作成にあたっては、別添「技術資料作成説明書」に従うこと。

なお、技術資料に記載した内容を証明する書類については、申請書提出時に添付する必要はない。**ただし、「災害時の協力実績」については、申請書提出時に証明する書類を添付すること。**

申請書（様式）		記載事項
競争参加資格確認申請書〔様式 1-1〕		必要事項を記載のうえ記名すること その他補足事項については、入札者に対する指示書[9][3]①を参照のこと
技術資料の提出について〔様式 1-2〕		必要事項を記載のうえ記名すること
技術資料 （様式 2）	企業に求める実績等	
	企業の同種工事の施工実績	上記 3-1. (5)に示す「同種工事」を満たす施工実績を記載すること
	同一工事種別における表彰実績	平成 25 年 4 月 1 日以降の NEXCO 東日本からの表彰実績を記載すること
	品質管理、環境及び労働安全衛生マネジメントシステムの取得状況	ISO9001、ISO14001、COHSMS 又は ISO45001 の取得状況を記載すること
	災害時の協力実績	平成 24 年 4 月 1 日以降の NEXCO 東日本における災害時の協力実績を記載すること
	若手・女性技術者の配置	若手技術者及び女性技術者の配置計画を記載すること

(2) 競争参加希望者は、申請書の作成にかかる留意事項及び補足事項として、入札者に対する指示書[9]を参照のこと。

3-3. 競争参加資格確認申請

(1) 競争参加希望者は、本件競争入札に参加するため、次に示すとおり競争参加資格確認申請を行わなければならない。また、申請にあたっては、別添「技術資料作成説明書」に従うこと。

① 提出期間 **別表 1『契約手続き日程』**のとおり

② 提出場所 上記 1-3. 契約担当部署のとおり

③ 提出方法 **電子入札システムにより提出すること。**

※申請書類が添付可能な総容量を超える場合など電子入札システムによれない場合は**書留郵便等**^(注)又は**電子メール**による提出とし、入札者に対する指示書[9]を参照のこと。

(注) **書留郵便等とは、郵便又は信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律第 2 条 2 項）のうち、受領署名又は押印を必要とする方法を指します。（入札者に対する指示書冒頭の「お知らせ」を参照。以下、同じ）**

① **書留郵便等**による提出の場合

作成した申請書を2部（正1部、副1部）、**書留郵便等**により提出すること。

② **電子メール**による提出の場合

担当者連絡先届（「入札者に対する指示書様式」）で指定した電子メールアドレスより、作成した申請書を契約担当部署宛アドレス《ki-r-niigata@e-nexco.co.jp》に提出すること。

なお、担当者連絡先届により指定したメールアドレス以外での電子メールによる提出は受け付けないので注意すること。

④ 提出書類

上記3-2. 競争参加資格確認申請書の作成により作成した「申請書」
なお、提出されたデータのファイル形式の誤りなど、形式的かつ軽微な誤りに限り、追加提出等を認める場合があります。（※申請書の記載漏れ等による追加提出は認めません）

(2) 競争参加希望者は、競争参加資格確認申請にかかる留意事項として、入札者に対する指示書[9][2]を参照のこと。

3-4. 競争参加資格の確認

(1) 契約責任者は、競争参加希望者からの競争参加資格確認申請に基づき、当該競争参加希望者の競争参加資格の有無その他必要な事項について確認を行い、次に示すとおりその確認結果を通知する。

※確認結果通知予定日 **別表1『契約手続き日程』**のとおり

(2) 上記(1)に示す確認結果通知の内容に疑義がある競争参加希望者は、契約責任者に対し、その説明請求をすることができる。

なお、説明請求にかかる事項については、当該確認結果通知において示す。

(3) その他競争参加資格の確認にかかる留意事項として、入札者に対する指示書[10]及び[11]を参照のこと。

第4 総合評価落札方式

4-1. 総合評価落札方式の概要

総合評価落札方式（工事实績評価型 実績Ⅱ型）とは、上記3-3. 競争参加資格確認申請において提出された技術資料に基づき技術的な評価（技術評価）と契約制限価格の制限の範囲内で入札を行った入札者の入札価格に基づく価格評価をそれぞれ行い、これらを総合的に評価することによりNEXCO 東日本にとって最も有利な者を落札予定者と決定する方式をいう。

なお、落札予定者の決定方法は、下記6-3. 落札予定者の決定に示す。

4-2. 技術評価の評価項目等

技術評価を行うため入札者に提出を求める技術資料及び配点は次のとおりとし、技術評価の配点合計は10点とする。

なお、NEXCO 東日本が発注した、「確定した判決又は公正取引委員会による課徴金納付命令若しくは排除措置命令において独占禁止法違反行為があったとされる工事」の企業の同種工事の工事成績、同一工事種別における表彰実績は評価しない。

(1) 技術資料に関する技術評価点

評価項目			配点	
施工の	企業	同種工事の工事成績	平成24年4月1日以降のNEXCO 東日	4点

確実性	[様式 2]	本、中日本、西日本、その他の公的機関における実績	
	同一工事種別における表彰実績 [様式 2]	平成 25 年 4 月 1 日以降の NEXCO 東日本における実績	1 点
	品質管理マネジメントシステム、環境マネジメントシステム、労働安全衛生マネジメントシステムの取得状況 [様式 2]		2 点
施工の円滑性	災害時の協力実績（緊急災害復旧工事の施工実績） [様式 2]	平成 24 年 4 月 1 日以降の NEXCO 東日本における実績	2 点
担い手確保	若手・女性技術者の配置 [様式 2]	若手技術者・女性技術者の配置計画	1 点
技術評価点（満点）			10 点

4-3. 技術評価

(1) 契約責任者は、上記 3-4. 競争参加資格の確認において、競争参加資格の確認の他、技術資料に基づき次に示す基準に基づき評価する。

なお、評価した内容は、落札者決定後入札状況調書において公表を行う。

評価項目			評価基準		
施 工 の 確 実 性	企 業	同種工 事の工 事成績	提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。 工事成績評価の対象とする同種工事：通信設備工事		
			評価基準		評価点
			$\text{評価点} = \text{配点 (4 点)} \times \frac{(\text{同種工事实績の工事成績 評定点} - 70)}{20} \times \text{係数 } a$ (評価点の算定値は小数第 4 位以下を切り捨てとする)		0～4 点
			係数 a 同種工事の発注機関及び受渡し時期		
			① 同種工事实績が NEXCO 東日本、NEXCO 中日本、又は NEXCO 西日本の発注工事	同種工事实績の受渡しが平成 29 年 4 月 1 日以降である場合 <u>1.0</u>	
② 同種工事实績が上記 ①以外の公的機関の発注工事	<u>0.5</u>	<u>0.25</u>			
③上記①②に該当しない		0.0			
◇留意事項					
① 工事成績評定点が 90 点以上の場合、工事成績評定点を 90 点とする。					
② 平成 24 年 3 月 31 日以前に受渡された工事、成績評定点が 70 点に満たない場合又は工事成績評定の無い場合、評価点は 0 点とする。					
③ 公的機関とは、工事实績情報システム（以下、「コリンズ」という。）において発注機関として入力が可能とされている機関をいう。					
④ 経常共同企業体の場合は、当該経常共同企業体としての同種工事实績（工事成績評定）である場合についてのみ評価する。					

評価項目		評価基準																				
企業	同一工事種別における表彰実績	提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。																				
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">評価基準 / 評価点</th> </tr> <tr> <th>表彰対象</th> <th>表彰時期</th> <th>表彰日が平成 30 年 4 月 1 日以降である場合</th> <th>表彰日が平成 25 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間である場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① NEXCO 東日本の社長表彰（工事種別を問わない）又は支社長による優秀工事等の表彰実績</td> <td></td> <td>1 点</td> <td>0.5 点</td> </tr> <tr> <td>② NEXCO 東日本の事務所長による優秀工事等の表彰又は支社長による功労表彰（工事種別を問わない）の実績</td> <td></td> <td>0.5 点</td> <td>0.25 点</td> </tr> <tr> <td colspan="2">④ 上記①②に該当しない</td> <td colspan="2">0 点</td> </tr> </tbody> </table>			評価基準 / 評価点			表彰対象	表彰時期	表彰日が平成 30 年 4 月 1 日以降である場合	表彰日が平成 25 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間である場合	① NEXCO 東日本の社長表彰（工事種別を問わない）又は支社長による優秀工事等の表彰実績		1 点	0.5 点	② NEXCO 東日本の事務所長による優秀工事等の表彰又は支社長による功労表彰（工事種別を問わない）の実績		0.5 点	0.25 点	④ 上記①②に該当しない		0 点
評価基準 / 評価点																						
表彰対象	表彰時期	表彰日が平成 30 年 4 月 1 日以降である場合	表彰日が平成 25 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間である場合																			
① NEXCO 東日本の社長表彰（工事種別を問わない）又は支社長による優秀工事等の表彰実績		1 点	0.5 点																			
② NEXCO 東日本の事務所長による優秀工事等の表彰又は支社長による功労表彰（工事種別を問わない）の実績		0.5 点	0.25 点																			
④ 上記①②に該当しない		0 点																				
		<p>◇留意事項</p> <p>① 表彰実績は 1 工事のみ提出を認める。複数工事の表彰実績の提出があった場合、最も評価点の高い表彰実績を評価対象とする。</p> <p>② 表彰状等の写しが添付されていない場合は、6-3. (3) ④のとおり取り扱う。</p> <p>③ 表彰が工事を履行した事業所に対するものであること。</p> <p>④ 優秀工事等の表彰とは各支社が規定する優秀工事等表彰「優秀工事、安全管理優秀（優良）工事、品質管理優秀（優良）工事、コスト縮減優秀（優良）工事、工程管理優秀（優良）工事、環境貢献優良工事、安全管理推奨工事、安全管理奨励工事、品質管理奨励工事、地域貢献奨励工事又は優良工事」としての表彰であること。</p> <p>⑤ 上記④以外の社長表彰又は支社長による功労表彰には感謝状を含む。</p>																				
企業	品質管理・環境・労働安全衛生マネジメントシステムの取得状況	提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。																				
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価基準</th> <th>評価点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">品質管理マネジメントシステム（ISO9001）、環境マネジメントシステム（ISO14001）又は労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS 又は ISO45001）の取得状況</td> <td>左記のマネジメントシステムを 2 つ以上取得している</td> <td>2 点</td> </tr> <tr> <td>左記のマネジメントシステムを 1 つ取得している</td> <td>1 点</td> </tr> <tr> <td>左記のマネジメントシステムを取得していない</td> <td>0 点</td> </tr> </tbody> </table>			評価基準		評価点	品質管理マネジメントシステム（ISO9001）、環境マネジメントシステム（ISO14001）又は労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS 又は ISO45001）の取得状況	左記のマネジメントシステムを 2 つ以上取得している	2 点	左記のマネジメントシステムを 1 つ取得している	1 点	左記のマネジメントシステムを取得していない	0 点								
評価基準		評価点																				
品質管理マネジメントシステム（ISO9001）、環境マネジメントシステム（ISO14001）又は労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS 又は ISO45001）の取得状況	左記のマネジメントシステムを 2 つ以上取得している	2 点																				
	左記のマネジメントシステムを 1 つ取得している	1 点																				
	左記のマネジメントシステムを取得していない	0 点																				
		<p>◇留意事項</p> <p>①当該工事の施工を担当する部署が取得しているマネジメントシステムの対象部署であって、かつ取得しているマネジメントシステムが規定している事業活動内容が当該工事の施工に対して有効である場合に評価を行う。</p> <p>②取得しているマネジメントシステムに認証されたことを証する書類の写しの提出がない場合、6-3. (3) ④のとおり取り扱う。</p>																				

評価項目		評価基準		
施工の円滑性	災害時の協力実績 (緊急災害復旧工事の施工実績)	提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。		
		評価基準		評価点
		① NEXCO 東日本への平成 29 年 4 月 1 日以降の災害協力実績である場合	2 点	
		② NEXCO 東日本への平成 29 年 3 月 31 日以前でかつ平成 24 年 4 月 1 日以降の災害協力実績である場合	1 点	
		③ 『東日本高速道路(株)新潟支社所管の災害時における災害応急復旧業務に関する協定』の締結者である場合	1 点	
④ 災害協力実績がない。又は平成 24 年 3 月 31 日以前の災害協力実績である場合	0 点			
◇留意事項				
①緊急災害復旧工事等とは、「東日本高速道路株式会社契約事務処理要領」に規定される災害復旧方式《工事・調査等》又は災害復旧方式【簡易型】《物品・役務》に基づき契約したものをいう。				
②災害時の協力実績は 1 件のみ提出を認める。複数の災害時の協力実績の提出があった場合、最も評価点の高い実績を評価対象とする。				
③「災害応急復旧業務に関する協定」の締結者であって、かつ、災害時の協力実績の提出があった場合、いずれかのうち評価点の高い方を評価対象とする。				
④NEXCO 東日本への災害協力実績があったとした場合、次の a) 及び b) の双方の書類の添付が無い場合は「0 点」で評価する。				
a) 緊急又は応急の工事等である事を証明する、次のいずれかの写し				
イ. NEXCO 東日本からの依頼書				
ロ. 申請者からの承諾書				
ハ. NEXCO 東日本からの発注(注文)書				
ニ. 契約書頭書				
b) 緊急又は応急の工事等の履行(完了)を証明する、次のいずれかの写し				
イ. 受渡書				
ロ. 認定書				
ハ. 完了届				
ニ. 納品書				
ホ. 支払請求書				
ヘ. (上記イ～ホが無い場合) その他、履行(完了)を確認できる書類				
⑤既に受注した工事に、工事変更で追加された「応急復旧」の依頼である場合は「0 点」で評価する。				
⑥NEXCO グループ会社が依頼した災害協力実績については「0 点」で評価する。				
⑦経常共同企業体の場合は、企業体又は構成員のいずれかの者に実績がある場合に評価する。				
担い手確保	若手・女性技術者の配置	提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。		
		評価基準		評価点
		① 契約締結後に若手技術者(満 35 歳以下)の配置計画がある	どちらの条件も満たす	1 点
			どちらか一方を満たす	0.5 点
		② 契約締結後に女性技術者の配置計画がある	どちらも該当なし	0 点
◇留意事項				
①技術評価時には配置計画の有無を確認し、評価を行うものとする。若手技術者及び女性技術者の配置要件については、契約締結時に求めるものとする。				
②履行が確認できない場合については、7-8. 契約後の技術評価項目の取扱いに				

評価項目	評価基準
	基づき対応するものとする。

第5 見積活用方式

(1) 本件は、入札前に入札者に対し NEXCO 東日本が指定する項目に係る参考見積書の提出を求め、その参考見積書を活用して契約制限価格の設定を行う見積活用方式（以下「本方式」という。）の対象工事である。

(2) 見積活用方式の概要

本方式は、NEXCO 東日本が金抜設計書の摘要欄に「見積対象」と記載した項目について、入札者から参考見積書の提出を求め、参考見積書提出後 NEXCO 東日本が、参考見積書に記載された内容（設計図書のパフォーマンス・機能や施工条件等を満たす条件で算定されたものであるか、適正な算出方法により算定されたものであるか）について確認を行い、確認過程で必要に応じて見積内容に関する問合せを入札者に対し行い、参考見積書に変更が生じる場合に当該入札者に訂正参考見積書の提出を求めるなどした後、NEXCO 東日本が最も適正な価格であると認められた参考見積書又は訂正参考見積書（これら以下「最終参考見積書」という。）を活用して契約制限価格の設定する方式をいう。

(3) 参考見積書の提出期限等

入札者は、「見積対象」とされた項目の参考見積書を、次に示すとおり提出しなければならない。

- | | |
|-------------|--|
| ① 参考見積書提出期間 | 別表1『契約手続き日程』のとおり |
| ② 参考見積書提出場所 | 上記1-3. 契約担当部署のとおり |
| ③ 参考見積書提出方法 | 上記3-3. (1) ③提出方法①と同様に参考見積書を 書留郵便等 により提出すること。
なお、入札者に対する指示書 [9] [2] ⑥に該当し、申請書を 書留郵便等 により提出する場合には、参考見積書は、申請書と同時に提出することとし、「申請書」と「見積書」を一つの封筒に封かんし、提出すること。
書留郵便等 で以下全てを提出すること。（部数：正1部）
i) 参考見積書データ（様式3・4（別紙1・2）（添付資料含む））を出力した書面
ii) 参考見積書データ（様式4（別紙1・2）：Microsoft Excel 形式及び添付資料：PDF 形式）を保存した CD-R 等
※書留郵便等 以外の提出は認めません。
※提出されたデータのファイル形式の誤りなど、形式的かつ極めて軽微な誤りに限り、追加提出を認める場合があります。（※記載漏れ等による追加提出は認めません。） |
| ④ 提出書類 | |

(4) 参考見積書に関する問合せ

参考見積書提出後、NEXCO 東日本が行う見積内容の過程において、見積内容等に疑義が生じた場合など必要に応じて入札者に対し確認を行う参考見積書に関する問合せは、参考見積書提出期限以後、別表1『契約手続き日程』のとおり予定し、申請書に記載された担当者宛に連絡を行う。

なお、参考見積書に関する問合せの方法は、担当者宛に連絡し日時を定めたうえ Web 会議システム、電子メール、電話又は対面により問合せを行うことを想定している。

(5) 訂正参考見積書の提出期限等

入札者は、上記(4)の問合せにおいて、参考見積書の内容に訂正が必要となった場合は、次に示すとおり訂正参考見積書を提出しなければならない。

- | | |
|---------------|-------------------|
| ① 訂正参考見積書提出期間 | 別表1『契約手続き日程』のとおり |
| ② 訂正参考見積書提出場所 | 上記1-3. 契約担当部署のとおり |

③ 訂正参考見積書提出方法 上記(3) ③参考見積書提出方法と同様に訂正参考見積書を **書留郵便等**により提出すること。

④ 提出書類 上記(3) ④提出書類と同様の方法により訂正参考見積書を提出すること。

なお、上記(4)による問合せの有無にかかわらず、本項により提出する訂正参考見積書は、入札者自らが参考見積書に訂正が必要と判断した場合にのみ提出するものとする。

(6) 上記(3)若しくは必要に応じて上記(5)に示す提出期限までに参考見積書又は訂正参考見積書(訂正の必要が無い場合を除く)の提出がされない場合は、当該入札者は、以後の入札手続きに参加することができないものとする。また、当該入札者がその後に入札を行った場合であっても、その入札は無効として取扱う。

(7) 入札者は、最終参考見積書に基づいた入札を行うものとするが、最終参考見積書に記載された見積対象項目の総額は、入札時に最終参考見積書を超えない限り変更ができるものとし、最終参考見積書に記載された見積対象項目の総額を超える場合には、当該入札者が行った入札は無効とする。

(8) 契約制限価格の設定以降、1回目の開札執行までの期間において、契約制限価格に活用した最終参考見積書を提出した入札者が入札を辞退した場合、又は入札書が無効になった場合は、入札手続きを保留し、1回目の入札において有効な入札を行った者の最終参考見積書を活用し契約制限価格を算出し直すこととする。

なお、再度入札に移行した場合においては、再度入札の手続き中に、契約制限価格に活用した最終参考見積書を提出した入札者が入札を辞退した場合、又は入札書が無効になった場合であっても、契約制限価格の算出し直しは行わない。

(9) 入札者は、入札書を当社に提出するまでの間は、いつでも自由に入札を辞退することができる。また、辞退を理由として不利益な取り扱いはしない。

(10) 最終参考見積書において、当社が指定した項目の名称、単位、数量等が著しく異なる場合は、入札者に異なる理由等について聞き取りを行ったうえ、聞き取りを行った事由が不適当と認められる場合は、当社に対する入札妨害行為があったものと判断し、当該入札者に対し、当該調達に係る競争参加資格を取り消す場合があるほか、競争参加資格停止等の措置を講じる場合がある。

(11) 契約後、入札前に提出した最終参考見積書と契約後の実態に基づく比較を行う「実績価格調査票」の提出を求めるとともに実績価格調査票に疑義がある場合は、施工体制点検などの場を活用して受注者や下請負人に聞き取り調査を行う場合があり、受注者はこれに協力するものとする。

第6 入札・開札・落札予定者の決定

6-1. 入札に必要な書類の作成等

入札者は、次に示すとおり、入札に必要な書類を作成又は準備し、提出しなければならない。

- | | |
|-------------------|--|
| ① 入札書 | 入札者に対する指示書[12]を参照のこと |
| ② 工事費内訳書 | 入札者に対する指示書[13] [16]を参照のこと
※Microsoft Excel データを添付すること |
| ③ 総合評定値通知書(経審)の写し | 入札者に対する指示書[14]を参照のこと |

6-2. 入札及び開札

入札書の提出及び開札の執行については、次に定めるとおりとする。

- | | |
|------------|-------------------|
| ① 入札書の提出期限 | 別表1『契約手続き日程』のとおり |
| ② 入札書の提出場所 | 上記1-3. 契約担当部署のとおり |
| ③ 入札書の提出方法 | 電子入札システム |

※入札者に対する指示書 [16] から [20] を参照のこと

- | | | |
|---|--------|-------------------|
| ④ | 開札執行日時 | 別表1『契約手続き日程』のとおり |
| ⑤ | 開札執行場所 | 上記1-3. 契約担当部署のとおり |

6-3. 落札予定者の決定

(1) 契約責任者は、開札の結果、契約制限価格の制限の範囲内における有効な入札のうち、総合評価落札方式「加算方式」に基づき算定した評価値が最も高い入札者を落札予定者と決定する。

(2) 加算方式の評価値の算出方法は次のとおりとする。

① 評価値 (100 点) = 価格評価点 (90 点) + 技術評価点 (10 点)

② 価格評価点 (配点 5 点+定数 85 点) … 次に示す算式により算定する。

価格評価点 (配点 5 点+定数 85 点) = 式①

なお、小数点 4 位以下は切り捨てとする。

$$\text{式①} = \text{価格評価点の配点} \times \left(1 - \left(\frac{\text{入札価格} - \text{調査基準価格}}{\text{契約制限価格} - \text{調査基準価格}} \right)^2 \right) + \text{定数}$$

《注意事項》

1. 入札価格が調査基準価格を下回る場合の式①の評価は、0 点とする。
2. 定数は、評価値を 100 点とするための補正值であり、本工事では 85 点とする。
3. 式①は小数点 4 位以下は切り捨てとする。

③ 技術評価点 (配点 10 点) … 上記 4-3. (1) に示す評価基準により算定する。

(3) 契約責任者は、落札予定者と決定した者に対し、技術資料に記載した内容を証明するための書類 (以下、「**証明書類**」という。) の提出を次に定めるとおり求めるものとし、落札予定者はこれに従わなければならない。

① 証明書類の提出期限 提出依頼の翌日から 7 日以内 (行政機関の休日を含まない) に速やかに提出すること。

② 証明書類の提出場所 上記 1-3. 契約担当部署のとおり

③ 証明書類の提出方法 **書留郵便等又は電子メール**により提出すること。

書留郵便等により提出する場合は書面、**電子メール**の場合は PDF 形式により提出すること。

なお、証明書類受領後は、書類の訂正・差し替えは認めないので、十分に確認のうえ提出すること。

ただし、提出されたデータのファイル形式の誤りなど、形式的かつ極めて軽微な誤りに限り、追加提出等を認める場合があります。

④ 証明書類の内容 技術資料作成説明書のとおり

契約責任者は、証明書類の確認の結果、申請書の内容に不備等があった場合、証明書類で申請書の記載内容が確認できない場合は、落札予定者が行った入札を無効とし、開札の結果による次順位者を落札予定者と決定して証明書類の提出を求めることとする。

なお、証明書類の確認の結果、申請書の内容に不備等があった場合には、その状況により競争参加資格停止等措置を講じる場合がある。

(4) 入札者は、落札予定者の決定にかかる留意事項として、入札者に対する指示書[21]を参照のこと。

6-4. 低入札価格調査

(1) 本件競争入札においては、低入札価格調査基準価格を設定しており、開札の結果、契約制限価格の制限の範囲内における有効な入札のうち、最高評価値の入札価格が低入札価格調査基準価格未満である場合は、入札を保留し、当該入札を行った入札者を対象として低入札価格調査を行う。

また、本件競争入札においては、数値的判断基準を設定しており、その価格を下回る入札の場合は、数値的判断基準の失格基準に適合すると判断する。

(2) 低入札価格調査については、入札者に対する指示書[25]を参照のこと。

第7 その他

7-1. 使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

7-2. 質問の受付

(1) 本件競争入札に関する質問は、次に定めるとおり受付を行う。

- ① 受付期間 **別表1『契約手続き日程』**のとおりとし、行政機関の休日を除く毎日16時まで
- ② 受付場所 上記1-3. 契約担当部署のとおり
- ③ 受付方法 質問書面(別紙質問書様式)を**書留郵便等又は電子メール**により提出すること(受付期間内に必着のこと)。
普通郵便・FAXによるものは受け付けない。なお、**書留郵便等**により提出する場合において、質問数が5問以上の場合は、質問書面のほか、質問書面を作成したファイルを記録したCD-R等も提出すること。

(2) 上記(1)により受付けた質問に対する回答は、次に定めるとおり行う。

- ① 回答予定日 質問書を受け取った日の翌日から原則として5日以内(行政機関の休日を除く。)
- ② 回答方法 NEXCO 東日本のホームページ(「入札公告・契約情報検索」内の「本契約件名」の「備考」)に掲載する
https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service/

(3) 競争入札に関する一般的な質問については、NEXCO 東日本のホームページを参照すること。

<https://www.e-nexco.co.jp/faq/bids/>

7-3. 入札の無効

入札者に対する指示書[27]に該当する入札は無効とする。

7-4. 支払条件

- (1) 前金払 : 請負代金が500万円以上の場合には「有」、500万円未満の場合には「無」とし、「有」の場合は請負契約書第35条第1項に基づき前金払いの請求をすることができる。
- (2) 部分払 有: 請負契約書38条1項に基づき部分払の請求をすることができる。

7-5. 火災保険等の付保

特記仕様書記載のとおりとする。

7-6. 単品スライド条項の適用

請負契約書26条5項(単品スライド)及び同条第6項(インフレスライド)について適用する。

7-7. 苦情申立て

本入札手続における競争参加資格の確認又はその他手続に不服がある者は、契約責任者に対して苦情の申立てを行うことができる。

7-8. 契約後の技術評価項目の取扱い

評価された次の技術評価項目の内容が、履行確認を行った結果、受注者の責により履行が達成で

きないと認められ、再度の施工が困難あるいは合理的でないとは決定した場合は、本工事の請負工事成績評定点を減ずる（最大 10 点）。

また、請負契約書 26 条の 2 に基づき未履行額を請求する。

なお、履行確認を行う評価項目は以下のとおりとする。

- ①施工の確実性、企業、品質管理マネジメントシステムの取得状況
- ②施工の確実性、企業、環境マネジメントシステムの取得状況
- ③施工の確実性、企業、労働安全衛生マネジメントシステム等の取得状況
- ④担い手確保、若手・女性技術者の配置

7-9. 契約後の技術者の直接的かつ恒常的関係の特例措置の留意事項

- (1)「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」（平成 13 年 5 月 30 日付、国総建第 155 号）に該当する技術者を配置し、契約後に営業譲渡の契約上定められている譲渡の日又は出向先企業が会社分割の登記を行った日から 3 年を経過する場合は、当該技術者が出向先企業に転籍されていること。
- (2)「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（改正）」（平成 28 年 5 月 31 日付、国総建第 119 号）に該当する技術者を配置し、契約後に出向先企業と出向元企業との関係が企業集団を構成する親会社及びその連結子会社の関係を証する国土交通省土地・建設産業局（総合政策局を含む）建設業課長より交付を受けた企業集団確認書の有効期間を迎える場合は、再度申請し企業集団確認書の交付をうけていること。

7-10. 競争参加資格に関する留意事項

- (1) 本工事の受注者、本工事の受注者と資本若しくは人事面において関連のある者、本工事の下請負人、本工事の下請負人と資本若しくは人事面において関連のある者は、本工事の契約期間中、監督を担当する部署の「施工管理業務」の入札に参加し又は施工管理業務を請負うことはできない。
なお、「資本若しくは人事面において関連のある者」とは、次の①又は②に該当する者である。
 - ① 当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。
 - ② 代表権を有する役員が当該受注者若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合におけるその代表権を有する役員が属する者。

7-11. 間接工事費の変更

本工事は「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難となった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終設計変更時点で設計変更する試行工事である。

営繕費：労働者の送迎費、宿泊費、借上費

（宿泊費、借上費については、労働者確保に係るものに限る）

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤に関する費用

7-12. 閲覧資料

指示書 [7] ②に示す閲覧資料の有無：無

以上

技術資料作成説明書（技術資料様式）

1. 競争参加資格確認申請における提出書類

競争参加資格確認申請において、下表に示す申請書の提出を行うこと。申請書の受理後は、提出されたデータのファイル形式の誤りなど、形式的かつ極めて軽微な誤りに限り、追加提出等を認める場合があります。（※申請書の記載漏れ等による追加提出は認めません。）

なお、申請内容を証明するための資料（以下「証明資料」という。）については、入札公告に記載のとおり、落札予定者と決定した者に対し提出を求めるものとする。

ただし、技術資料（様式2）の「災害時の協力実績」に関する証明資料については、申請書の提出時に提出するものとする。

番号	様式内容
様式1-1	競争参加資格確認申請書
様式1-2	技術資料の提出について
様式2	技術資料

・提出期限日 令和5年1月11日（水）16時まで

2. 様式のデータファイル提供について

様式2（技術資料）については、xlsx形式（Microsoft社の「Excel2007」以降のバージョンで作成したデータ。以下同じ。）のデータファイルで提供する。

3. 申請書等の提出方法

申請書は、下記に示すファイル形式、ファイル名称により保存したデータを添付し、**電子入札システムにより提出すること。**（「災害時の協力実績」に関する証明資料はPDF形式とする。）

番号	様式内容	データファイル名	作成ファイル名	作成サイズ
様式1-1	競争参加資格確認申請書	PDF形式	様式1-1_申請書（会社名）	A4
様式1-2	技術資料の提出について	PDF形式	様式1-2_技術資料の提出について（会社名）	A4
様式2	技術資料	xlsx形式	様式2_技術資料（会社名）	A3
	証明資料【災害時の協力実績がある場合】	PDF形式	様式2_技術資料（災害時の協力実績）	A4

なお、申請書が添付可能な総容量を超えた場合は、入札者に対する指示書[9][2]及び下記に従い**書留郵便等又は電子メールにより提出すること。**

①書留郵便等の場合

申請書の提出にあたっては、上表に示す作成サイズにて各様式を紙に印刷し、提出すること。

提出部数は2部（正1部、副1部）とする。

なお、**様式2についてはxlsx形式で作成したデータファイルをCD-R等で提出すること。**

②電子メールの場合

申請書の提出にあたっては、上表に示す作成サイズ・ファイル名により、**様式1-1、1-2をPDF形式、様式2をxlsx形式で作成し**、保存したデータを添付のうえ提出すること。

なお、技術資料（様式2）の「災害時の協力実績」に関する証明資料については、申請書の提出時にPDF形式で提出するものとする。

また、担当者連絡先届（[入札者に対する指示書様式 4]）で指定した電子メールアドレスより、作成した申請書を契約担当部署宛アドレス《ki-r-niigata@e-nexco.co.jp》に提出すること。

なお担当者連絡先届（[入札者に対する指示書様式 4]）により指定したメールアドレス以外での電子メールによる提出は受け付けないので、注意すること。

4. 技術資料（様式 2）記載上の注意事項及び証明資料

各項目に係る記載上の注意事項及び証明資料の末尾にチェック欄を設けているので、注意事項等を踏まえた記載がなされているか入札者各自でチェックすること。

（1）企業の同種工事の施工実績

平成 19 年度以降に元請けとして完成及び引渡し完了した下記同種工事全ての施工実績を有すること。		
同種工事	<p>a) 道路、鉄道、空港又は河川等の公共的施設において、光ケーブル又はメタルケーブルについて、下記①から③に示す全てを実施した工事</p> <p>① 施工延長 5 km以上の敷設</p> <p>② ケーブル相互の接続</p> <p>③ 試験調整</p> <p>b) 高速道路又は高速道路以外の自動車専用道路において、交通規制（車線減少）を実施した工事（片側交互通行規制は可。路肩規制・ランプ規制・通行止は不可。）</p>	
記載上の注意事項	①平成 19 年度以降に元請けとして完成及び引渡し完了した同種工事の施工実績をそれぞれ 1 件記載すること。 なお、同種工事の施工実績は同一の工事において有する必要はない。	<input type="checkbox"/>
	②記載した工事が次のイ) 又はロ) に該当しないこと。 イ) NEXCO 東日本又は旧日本道路公団の工事については、評定点合計が 65 点未満の工事 ロ) 上記以外の高速道路会社、国又は地方公共団体等の工事においては、評定点合計が一定の点数未満であるため当該発注機関の競争入札において施工実績として認めていない工事	<input type="checkbox"/>
	③共同企業体の構成員としての実績は出資比率が 20%以上であること。	<input type="checkbox"/>
証明資料	①当該工事の実績が確認できるコリンズの工事実績の「登録内容確認書」の写しを添付すること。	<input type="checkbox"/>
	②コリンズの登録内容で記載内容のすべてが確認できない場合、又はコリンズに登録していない場合は、契約書、図面、特記仕様書等記載内容の証明ができる書類の写しを添付すること。	<input type="checkbox"/>
	③施工実績が平成 19 年度以降に完成及び引渡し完了した工事である場合は、評定点合計を発注者から通知された写しを添付すること。 なお、平成 17 年 10 月 1 日以降に NEXCO 東日本において完成及び引渡し完了した工事であって、天災など受注者の責によらないやむを得ない事情により、評定点合計が記載された発注者からの通知文書（写し）を添付することができない場合は、入札公告 1-3. 契約担当部署を通じて NEXCO 東日本に対し、評定点合計を申請書の提出期限 5 日前（行政機関の休日を除く）までに照会することができる。 なお、照会にあたっては契約担当部署に問合せの上、必要書類を申請書の提出期限 5 日前（行政機関の休日を除く）までに書留郵便等又は電子メールにより提出すること。	<input type="checkbox"/>

(2) 表彰実績

記載上の注意事項	①平成 25 年 4 月 1 日以降（表彰実績の適用日は表彰状に記載されている日付とする。）で工事種別「通信設備工事」に属する工事において、NEXCO 東日本からの社長表彰、優秀工事等の表彰又は支社長による功労表彰の実績がある場合に「有」と、実績がない場合は「無」と記載すること。	<input type="checkbox"/>
	②社長表彰又は支社長による功労表彰の場合は、工事種別は問わない。	<input type="checkbox"/>
	③表彰が支社安全協議会であって表彰者が支社長（又は副支社長）の場合は支社長表彰と同等として、表彰が新潟支社管内の事務所安全協議会の場合は事務所長表彰と同等として評価する。	<input type="checkbox"/>
	④表彰実績を「有」とした場合は、表彰年月日、表彰種別、表彰機関、工事名、工事種別を記載すること。	<input type="checkbox"/>
	⑤経常建設共同企業体の場合は、構成員のいずれかの者が表彰実績を有する場合は「有」として申請することができる。	<input type="checkbox"/>
証明資料	①表彰実績を「有」とした場合は、その表彰状の写しを添付すること。なお、添付されていない場合は評価しない。なお、添付されていない場合は入札公告 6-3. (3) ④のとおり取り扱う。	<input type="checkbox"/>

(3) 品質管理、環境、労働安全衛生マネジメントシステムの取得状況

記載上の注意事項	①本工事の施工を担当する部署が、取得しているマネジメントシステム（品質管理、環境、労働安全衛生）の対象部署であって、かつ、本工事の施工にあたり、取得しているマネジメントシステムが規定している事業活動内容が有効である場合は「取得数」を記載し、それ以外は「無」と記載すること	<input type="checkbox"/>
	②マネジメントシステムの取得を「有」とした場合は、そのマネジメントシステム取得数、取得内容を記載すること。	<input type="checkbox"/>
	③経常建設共同企業体の場合は、構成員のいずれかの者がマネジメントシステムを有する場合は「有」として申請することができる。	<input type="checkbox"/>
証明資料	①マネジメントシステムの取得を「有」とした場合は、その登録証の写しを添付すること。なお、添付されていない場合は入札公告 6-3. (3) ④のとおり取り扱う。	<input type="checkbox"/>

(4) 災害時の協力実績

記載上の注意事項	①平成 24 年 4 月 1 日以降 NEXCO 東日本の災害時の協力実績がある場合は「実績の有無」欄に「有」と、実績がない場合は「無」と記載すること。	<input type="checkbox"/>
	②災害時の協力実績は、NEXCO 東日本管内で発生した天災等（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動、豪雪、雪崩等自然的又は人為的な事象）により、NEXCO 東日本が直接的又は間接的に応急復旧を依頼し、契約を行った実績であること。なお、直接的、間接的とは以下のとおりとする。 ・「直接的」とは、「東日本高速道路株式会社契約事務処理要領」に規定される災害復旧方式《工事・調査等》又は災害復旧方式【簡易型】《物品・役務》に基づき契約したものをいう。 ・「間接的」とは、NEXCO 東日本から中日本高速道路（株）、西日本高速道路（株）、首都高速道路（株）、阪神高速道路（株）、本州四国連絡高速道路（株）に対して災害時の協力要請を行い、これら 5 社のいずれかの要請により NEXCO 東日本管内の応急復旧に関わったものをいう。	<input type="checkbox"/>
	③経常建設共同企業体の場合は、構成員のいずれかの者が災害協力実績を有する場合は「有」として申請することができる。	<input type="checkbox"/>

	④災害時の協力実績を「有」とした場合は、工事名、発注者名、工期、工事場所を記載すること。	<input type="checkbox"/>
証明資料	<p>①NEXCO 東日本への災害協力実績があるとした場合、次の a) 及び b) の双方の書類を添付すること。</p> <p>a) 緊急又は応急の工事等である事を証明する、次のいずれかの写し</p> <p>イ. NEXCO 東日本からの依頼書</p> <p>ロ. 申請者からの承諾書</p> <p>ハ. NEXCO 東日本からの発注（注文）書</p> <p>ニ. 契約書頭書</p> <p>b) 緊急又は応急の工事等の履行（完了）を証明する、次のいずれかの写し</p> <p>イ. 受渡書</p> <p>ロ. 認定書</p> <p>ハ. 完了届</p> <p>ニ. 納品書</p> <p>ホ. 支払請求書</p> <p>ヘ.（上記イ～ホが無い場合）その他、履行（完了）を確認できる書類</p> <p><u>なお、この災害時の協力実績における証明資料についてのみ、競争参加資格確認申請時に提出する必要があるので注意すること。申請時に添付されていない場合は評価しない。</u></p>	<input type="checkbox"/>

(5) 若手・女性技術者の配置

注意事項の記載	①現場配置できる場合は「配置の有無」欄に「有」とし、それ以外は「無」と記載すること。	<input type="checkbox"/>
---------	--	--------------------------

以上

様式一覧表

様式番号	様式名
様式 1-1	競争参加資格確認申請書
様式 1-2	技術資料の提出について
様式 2	技術資料
様式 3	参考見積書の提出
様式 4 (別紙 1・2)	参考見積書

競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

東日本高速道路株式会社

新潟支社長 梅木 秀郎 殿

住所

会社名

代表者

担当者

TEL

FAX

E-mail

注意) 「代表者」の欄は、法人代表権者に限定する必要はなく、NEXCO 東日本でいう「契約責任者」と同じく、契約締結権限を有する者 (=契約当事者。事業部長・支店長・営業所長など) であればよい。

【入札公告日】 令和4年12月6日

【工事件名】 新潟支社管内 路側無線設備工事

上記工事に係る競争に参加する資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。
なお、上記工事の入札公告において示された競争参加資格にかかる要件について、以下のとおり宣誓するとともに、添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

- ・当社は、東日本高速道路株式会社契約規程実施細則第 6 条に該当する法人ではありません。
なお、同条第 4 項第六号に関しては、排除要請等の対象法人ではありません。
- ・当社は、上記工事に係る設計業務等の請負人、当該設計業務等の下請負人、又は当該請負人若しくは下請負人と資本若しくは人事面において関連がある法人ではありません
- ・当社は、上記工事の監督を担当する部署の施工管理業務の請負人、担当技術者の出向・派遣元、又は当該請負人若しくは担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連のある者（以下、「請負人等」という。）として本工事又は本工事に係る設計業務等の発注に関与した者ではありません。また、現に請負人等ではありません。
- ・当社と資本関係又は人的関係のある者は、上記工事の入札手続きには参加しません。
- ・今後、落札者決定までの間において上記宣誓事項に変更が生じた場合は、速やかに書面をもって契約責任者宛に申し出ます。

記

1. 技術資料の提出について・・・様式 1-2

以 上

注1 共同企業体を構成する場合は、構成員の連名により申請して下さい。

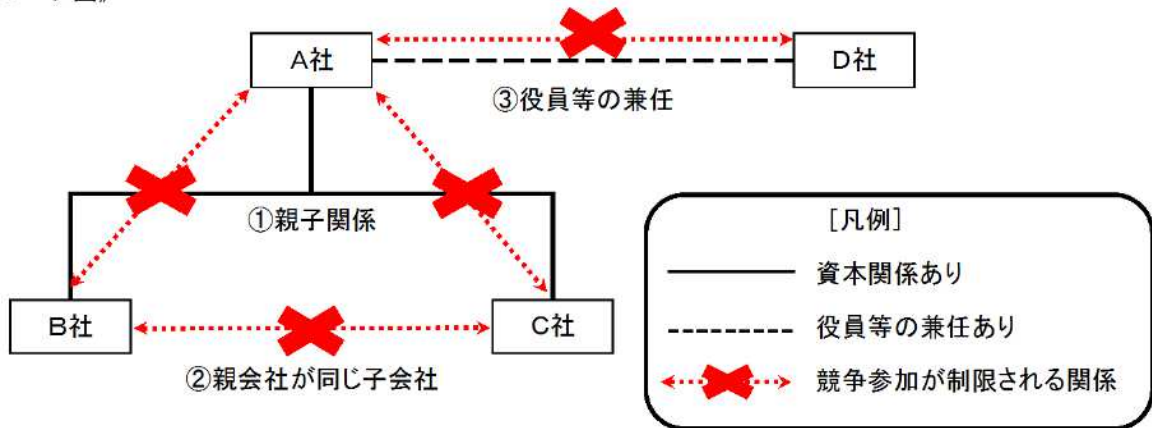
注2 「入札に参加しようとする者の間の資本関係又は人的関係」については、別紙1「競争参加が制限される入札参加者間の資本関係又は人的関係」をご確認下さい。なお、申請にあたり別紙1の提出は不要です。

■競争参加が制限される入札参加者間の資本関係又は人的関係について

○競争参加が制限される関係(例)

- ①子会社と親会社の関係にある場合【資本関係】
- ②親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合【資本関係】
- ③役員等を兼任している場合【人的関係】

《イメージ図》



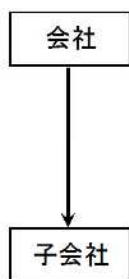
○子会社と親会社の関係(例)

ある会社からみた場合の子会社とされる会社の例は以下のとおりです。

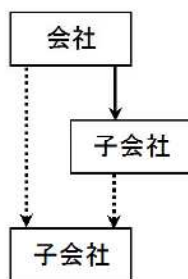
- ①議決権の過半数を有している場合
- ②ある会社と子会社をあわせて議決権の過半数を有している場合
- ③子会社が議決権の過半数を有している場合

《イメージ図》

①議決権の過半数を直接有している場合



②ある会社と子会社をあわせて議決権の過半数を有している場合

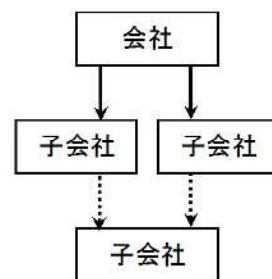


③子会社が議決権の過半数を有している場合

【パターン1】



【パターン2】



※この図の「子会社」からみた「会社」が親会社となる。

[凡例]

- 議決権の過半数を有している
-→ 合算すると議決権の過半数を有している

令和 年 月 日

東日本高速道路株式会社 新潟支社
支社長 梅木 秀郎 殿

仕入先コード (注 1) :

〒

住 所

会社名

代表者

〔 担当者
TEL
FAX
E-mail

技術資料の提出について

令和 4 年 1 2 月 6 日付けで入札公告のありました、「新潟支社管内 路側無線設備工事」について、競争参加資格を有することを証明する技術資料を作成しましたので提出します。

記

1. 技術資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式 2

以 上

注 1) 仕入先コードは、当社HP内の有資格者名簿に記載されている 10 桁のコード番号を記載して下さい。

技術資料(総合評価落札方式・工事実績評価型)

工事名	新潟支管内 路側無線設備工事	提出日	様式2
会社名			

競争参加資格審査基準【企業】			
審査項目	基準	確認	結果
企業評価	同種工事①	実績あり 適	□
平成19年度以降の同種工事の施工実績	①道路、鉄道、空港又は河川等の公衆施設において、ケーブル又はケーブルについて、下記①から③に示す全てを実施した工事 ①施工延長5km以上の敷設 ②ケーブル相互の接続 ③試験調整	実績なし 不適	□
	同種工事②	実績あり 適	□
	高速道路又は高速道路以外の自動車専用道路において、交通規制(車線減少)を実施した工事(警察官交通規制は可、路肩規制・ランプ規制・通行止は不可。)	実績なし 不適	□

競争参加資格審査基準【工事成績等】			
審査項目	基準	確認	結果
工事成績等	令和2年度・令和3年度に完成したNEXCO東日本における「通信設備工事」の工事成績の平均点が2年連続で65点未満でないこと。	ない 適	□
令和2年度 0.0点 (0件)	令和3年度 0.0点 (0件)	ある 不適	□

競争参加資格審査結果	適・不適
------------	------

総合評価—技術評価			
同種工事の工事成績(企業)			
評価対象同種工事		通信設備工事	
評価基準 / 評価点		確認	
評価点=配点×(同種工事成績の工事成績評価点-70)/20×係数a 評価点は小数第4位以下を切り捨てとする		結果	
係数a: 同種工事の発注機関及び受注し時期 イ) 同種工事成績の受注しが平成29年4月1日以降 ロ) 同種工事成績の受注しが平成29年3月31日以前かつ平成24年4月1日以降		配点 4点	
発注機関 / 受注時期		P= 4 × (()-70) / 20 × a a[]=3.6	
①同種工事成績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注工事	イ) 1.0 0.5	□	点
②同種工事成績が上記①以外の公的機関の発注工事	0.5 0.25	□	
③上記①、②に該当しない	0	□	
マネジメントシステムの取得状況			
評価基準 / 評価点		確認	
品質管理マネジメントシステム(ISO9001)、環境マネジメントシステム(ISO14001)、または、労働安全衛生マネジメントシステム(COHSMSもしくはISO45001)の取得状況		①左記のマネジメントシステムを2つ以上取得している 2点 □ ②左記のマネジメントシステムを1つ取得している 1点 □ ③左記のマネジメントシステムを取得していない 0点 □	
同一工事種別等における表彰実績等			
評価基準 / 評価点		確認	
イ) 表彰日が平成30年4月1日以降 ロ) 表彰日が平成25年3月31日以前かつ平成30年3月31日以降		結果 □ □	
表彰対象 / 表彰時期		点	
①社長表彰(工事種別を問わない)、北海道・東北・関東・新潟支社支社長による優秀工事等の表彰実績	1点 0.5点	□	点
②北海道・東北・関東・新潟支社管内の事務所長による優秀工事等の表彰実績、及び支社長による功労表彰(工事種別を問わない)の実績	0.5点 0.25点	□	
③上記に該当しない 災害時の協力実績	0点	□	
評価基準 / 評価点		確認	
①平成29年4月1日以降のNEXCO東日本の災害協力実績		2点 □	
②平成29年3月31日以前かつ平成24年4月1日以降のNEXCO東日本の災害協力実績		1点 □	
③『東日本高速道路(株)新潟支社所管施設の災害時における災害応急復旧業務に関する協定』の締結者		1点 □	
④災害協力実績がない、又は平成23年3月31日以前のNEXCO東日本の災害協力実績		0点 □	
若手・女性技術者の配置			
評価基準 / 評価点		確認	
①契約締結後に若手技術者(高35歳以下)の配置計画がある。		①どちらの条件も満たす 1.0点 □	
②契約締結後に女性技術者の配置計画がある。		②どちらか一方を満たす 0.5点 □ ③どちらも該当なし 0点 □	

技術評価点	点
-------	---

企業に求める実績等の記載欄			
申請項目	申請者記載欄	確認	摘要
同種工事①	工事名	□	*記載及び証明資料は「技術資料作成説明書」4(1)による。 また、「項目」中(※)の付されている事項は、該当するものを○で囲むこと。 *記載及び証明資料は「技術資料作成説明書」4(2)による。 *記載及び証明資料は「技術資料作成説明書」4(3)による。 *記載及び証明資料は「技術資料作成説明書」4(4)による。 *記載及び証明資料は「技術資料作成説明書」4(5)による。
	コリス登録番号	□	
	工事場所	□	
	契約金額	□	
	発注者名	□	
	工事名称	□	
	発注形態等(※)	□	
	共同企業体の場合	□	
	工法・規模・寸法	□	
同種工事②	工事名	□	
	コリス登録番号	□	
	工事場所	□	
	契約金額	□	
	発注者名	□	
	工事名称	□	
	発注形態等(※)	□	
	共同企業体の場合	□	
	工法・規模・寸法	□	
表彰実績	実績の有無	□	
	表彰年月日	□	
	表彰種別	□	
	表彰機関	□	
	工事名	□	
	工事種別	□	
申請項目	申請者記載欄	確認	摘要
マネジメントシステムの取得状況	取得数	取得数 ____、無	*記載及び証明資料は「技術資料作成説明書」4(3)による。
	取得内容	□	
災害時の協力実績	実績の有無	有 / 無	*記載及び証明資料は「技術資料作成説明書」4(4)による。
	工事名	□	
	発注者名	□	
	工期	□	
	工事場所	□	
若手技術者の配置	配置の有無	有・無	*記載及び証明資料は「技術資料作成説明書」4(5)による。
女性技術者の配置	配置の有無	有・無	

記載上の注意事項	
①本様式において申請者が記載するのは黄色着色欄のみである。	申請者記載欄
②本様式のピンク色の着色欄は当社にて使用するので加筆・修正・削除は行わないこと。	NEXCO東日本使用欄
③本様式は必要事項の記載後は1枚のA4ファイルとなるように作成(変換)すること。(用紙サイズA3)	
④本様式で求める添付書類はPDF形式で作成すること。	

参考見積書の提出

【当社からの問合せ等により見積書の訂正が必要となった場合は、「訂正参考見積書」として提出して下さい。】

令和 年 月 日

東日本高速道路株式会社 新潟支社

支社長 梅木 秀郎 殿

仕入先コード (注1)

住 所

会社名

代表者

担当者部署名

担当者氏名

TEL

FAX

E-mail

注意) 「代表者」の欄は、法人代表権者に限定する必要はなく、NEXCO 東日本でいう「契約責任者」と同じく、契約締結権限を有する者 (=契約当事者。事業部長・支店長・営業所長など) であればよい。

令和4年12月6日付けで入札公告のありました「新潟支社管内 路側無線設備工事」に係る見積活用方式対象項目の参考見積書を下記の書類を添えて提出します。

記

1. 参考見積書 (様式4 (別紙1・2) (添付資料含む)) (CD-R等含む)

工事名) 新潟支社管内 路側無線設備工事

* 図面、特記仕様書を熟読の上、単価を記載すること。

* 本書式記載の項目は全て見積対象とする。

会社名

名称	単位	数量	金額 A=①+②+③+④	備考	①機器費	②材料費	③労務費	④機械器具費		⑤その他
					(機器製作費)	(材料費)	(労務費)	(機械賃料費)	(機械損料費)	
【諸経費】(一般管理費除く)										
共通仮設費	式	1		内訳は別紙1による						
現場管理費	式	1		内訳は別紙1による						
小計				共通仮設費、現場管理費の計						
【直接工事費】										
関越道 上り本線 ETC設備工事費	式	1		内訳は別紙2による						
関越道 下り本線 ETC設備工事費	式	1		内訳は別紙2による						
関越道 塩沢石打SA(下) ETC機械室 ETC設備工事費	式	1		内訳は別紙2による						
関越道 湯沢IC 管理事務所棟 ETC設備工事費	式	1		内訳は別紙2による						
日東道 下り本線 ETC設備工事費	式	1		内訳は別紙2による						
北陸道 上り本線 ETC設備工事費	式	1		内訳は別紙2による						
磐越道 上り本線 ETC設備工事費	式	1		内訳は別紙2による						
磐越道 新潟中央IC ETC機械室 ETC設備工事費	式	1		内訳は別紙2による						
日東道 新潟亀田IC 管理事務所棟 ETC設備工事費	式	1		内訳は別紙2による						
関越道 上り本線 ETC設備工事費	式	1		内訳は別紙2による						
北陸道 上り本線 ETC設備工事費	式	1		内訳は別紙2による						
北陸道 下り本線 ETC設備工事費	式	1		内訳は別紙2による						
北陸道 長岡北スマートIC ETC機械室 ETC設備工事費	式	1		内訳は別紙2による						
北陸道 長岡JCT ETC機械室 ETC設備工事費	式	1		内訳は別紙2による						
関越道 長岡IC 管理事務所棟 ETC設備工事費	式	1		内訳は別紙2による						
北陸道 上り本線 ETC設備工事費	式	1		内訳は別紙2による						
北陸道 下り本線 ETC設備工事費	式	1		内訳は別紙2による						
上信越道 上り本線 ETC設備工事費	式	1		内訳は別紙2による						
北陸道 桑師TN ETC機械室 ETC設備工事費	式	1		内訳は別紙2による						
北陸道 春日山TN ETC機械室 ETC設備工事費	式	1		内訳は別紙2による						
北陸道 上越IC 管理事務所棟 ETC設備工事費	式	1		内訳は別紙2による						
小計				直接工事費の計						
総額				共通仮設費、現場管理費、直接工事費の総額						

【記入上の注意事項】

- ①本見積書の条件は、設計図書のとおりとする。
- ②見積確認後の最終見積書の場合は「訂正参考見積書」と記入すること。
- ③訂正参考見積書提出時の添付書類は見積確認において提出を確認した資料を添付すること。
- ④一般管理費を除く全ての項目を見積対象とする。
- ⑤様式4の項目を変更しないこと。
- ⑥消費税及び地方消費税を含まない旨を明記すること。
- ⑦納入場所における工場原価、現地着価格(一般管理費等諸経費は含まず)とする。
- ⑧現地着価格は、工場原価+運搬費とし、試験調整・据付費を含めずに算出とする。
- ⑨**連休2日にかかる費用を含むものとする。**

【根拠書類】

- ①様式4に記載した価格の内訳を示す「別紙1 諸経費内訳書」及び「別紙2 見積項目内訳書」を作成し、本見積書と併せて提出すること。
- ②見積書に記載された価格の根拠を示す次の資料を提出すること(様式自由)

【直接工事費】

- a) 過去の類似工事に基づく見積書等の内容である場合、過去の類似工事において工事内容が判断できる
- i) 契約書類等の写し
- ii) 施工実態調査に類する歩掛が判断できる書類の写し
- iii) 資金台帳等支払いを証する書類の写し
- b) 施工費用の算出に用いた積算基準、施工歩掛基準、または下請等の取引先からの見積に基づく見積書等の内容である場合、取引先からの当該工事内容に関する見積書の写し
- c) 自社保有の資材を使用する予定の場合は、保有していることを証する書類の写し
- d) 資材を購入する予定の場合取引先からの当該資材に関する見積書の写し

【製 作】

- a) 当該機器等を自社で製作する場合
- i) 当社が設計図書に示した仕様書を満足することがわかる資料の写し(過去に同等程度の機器を製作した仕様でも可能)
- ii) 見積書に記載された価格の内訳に関する資料
- b) 当該機器等を他社から納入する場合
- i) 当社が設計図書に示した仕様書を満足することがわかる資料の写し(過去に同等程度の機器を製作した仕様でも可能)
- ii) 取引先からの当該資料に関する見積書の写し

【諸経費】

- A) 共通仮設費の算出根拠の内容及び算出に用いた積算基準など
- B) 現場管理費の算出根拠の内容及び算出に用いた積算基準など
- C) 諸経費は、「NEXCO公表積算基準」や「公共建築工事共通費積算基準(国土交通省 大臣官房 官庁営繕部)」等に基づき、諸経費率を用いた算出も可能とする。
- 諸経費率を用いて算出している場合は、別紙1 諸経費内訳書にその旨を明記するものとする。
- D) 見積単価算出方法が類似工事実績による場合は、項目毎に見積単価を入力するとともに、算出する基となった類似工事の実績がわかる資料

【金額内訳(材料費・労務費・機械器具費)の注意事項】

- 直接工事費の工種ごとに材料費・労務費・機械器具費・その他について分けて記載し、「金額A」と「①材料費+②労務費+③機械器具費等+④その他」が一致することを確認すること。
- ・「材料費」には、機器製作費材料を分けてそれぞれ合計を記載する。
- ・「労務費」には、労務費の合計を記載する。
- ・「機械器具費」には、機械損料と機械賃料を分けてそれぞれ合計を記載する。
- ・「その他」には、上記以外の金額があれば記載する。

チェック欄を有効に活用し、必要書類が未添付とならないよう注意してください

【別紙1 諸経費内訳書】

新潟支社管内 路側無線設備工事 見積確認 諸経費内訳書

項目	単位	見積金額	適用
共通仮設費	式		下記による
現場管理費	式		下記による

《共通仮設費》

項目	細目	見積単価	見積単価算出方法※		適用
			積算基準類	類似工事実績	
共通仮設費 1式			○		
運搬費				○	
準備費				○	
事業損失防止施設費				○	
安全費				○	
役務費				○	
技術管理費				○	
営繕費				○	

※見積単価算出方法が積算基準類に拠る場合は、適用した積算基準類の名称及び記載頁番号等を適用欄に記載することで、「共通仮設費 1式」に見積単価を記載してください。

※見積単価算出方法が類似工事実績に拠る場合は、項目毎に見積単価を入力するとともに、算出する基となった類似工事の実績が分かる資料を添付してください。

※上記単価には、週休2日に係る費用を含めてください。

《現場管理費》

項目	細目	見積単価	見積単価算出方法※		適用
			積算基準類	類似工事実績	
現場管理費 1式			○		
労務管理費				○	
安全訓練等に要する費用				○	
租税公課				○	
保険料				○	
従業員等給料手当				○	
退職金				○	
法定福利費				○	
福利厚生費				○	
事務用品費				○	
通信交通費				○	
交際費				○	
補償費				○	
外注経費				○	
工事登録費用				○	
雑費				○	

※見積単価算出方法が積算基準類に拠る場合は、適用した積算基準類の名称及び記載頁番号等を適用欄に記載することで、「現場管理費 1式」に見積単価を記載してください。

※見積単価算出方法が類似工事実績に拠る場合は、項目毎に見積単価を入力するとともに、算出する基となった類似工事の実績が分かる資料を添付してください。

※上記単価には、週休2日に係る費用を含めてください。

【別紙2 参考見積項目内訳書】

参考見積項目内訳書は、様式①の金額のもととなる明細の内訳を参考として示すものである。概算計上にあたり、参考見積項目内訳書(名称・単位・数量)と特記仕様書(適用する関連仕様書を含む)及び設計図との間に相違がある場合には、特記仕様書及び設計図を優先すること。
*機器製作費の単価算出方法及び*労務費の単価算出方法には、該当する項目に「○」を記載する。
*※休日にかゝる費用を含むものとする。

工事名) 新潟支管内 路線建設工事

Table with columns: 工種番号, 工種名称, 内訳番号, 内訳名称, 単位, 数量, 単価, 金額, 機器製作費の単価算出方法 (自社製作, 他社納入), 施工費等の単価算出方法 (過去の経験工事, 下請等の取引先による算出, 公共工事等), ①機器費, ②材料費, ③労務費, ④機械器具費, ⑤その他, 備考.

質問書様式

契約件名	新潟支社管内 路側無線設備工事	に係る問合せ
質問期限	令和 5 年 3 月 13 日 月 曜日 16 時 00 分まで	
注意事項	<p>黄色着色個所のみに必要な事項を記載のうえ、質問受付期限までに契約担当部署に下記①又は②のいずれかの方法により提出すること。</p> <p>① 書留郵便等の場合は、本ファイルデータを出力した書面を提出すること。なお、質問数が5問以上の場合は本ファイルデータを記録した CD-R 等も併せて提出すること。</p> <p>② 電子メールの場合は、本ファイルデータをメールに添付のうえ提出すること。(受信メールアドレス: kir-niigata@e-nexco.co.jp)</p>	

提出日		質問回数		回目
住所				
事業者名				
担当者名		部署		
電話番号及び F A X 番号	(電 話)	電子メール		
	(F A X)			

質問 番号	資料の種類	ページ	章の 番号等	質 問 事 項	質問の趣旨
1					
2					
3					
4					
5					

※項目が不足した場合は質問行を適宜追加すること。

契約手続き日程

契約件名		新潟支社管内 路側無線設備工事
契約責任者	役職名	新潟支社長
	氏名	梅木 秀郎
契約担当部署	郵便番号	〒950-0917
	住所	新潟県新潟市中央区天神1-1
	部署名	NEXCO東日本 新潟支社 技術部 調達契約課
	電話番号	025-241-5116
	Mail	ki-r-niigata@e-nexco.co.jp
開札場所		NEXCO東日本 新潟支社 会議室
入札公告日		令和4年12月6日 (火)
①	審査基準日 (入札公告3-1. 関係)	令和5年1月11日 (水)
②	契約図書の配布期間 (入札公告1-13. 関係)	令和4年12月6日 (火) から 令和5年1月11日 (水) まで 上記期間を過ぎた場合、ダウンロードできない図書があるので注意すること。
③	本件競争入札に関する 質問受付期間 (入札公告7-2. 関係)	令和4年12月6日 (火) から 令和5年3月13日 (月) 16時00分まで 質問書面(質問書様式)を書留郵便等 ^(注) 又は電子メールにより行政機関の休日を除く 毎日16:00までに提出すること。
④	質問に対する回答期間 (入札公告7-2. 関係)	質問書受領日の翌日から原則として5日以内(行政機関の休日除く。)
⑤	競争参加資格確認申請書 の提出期間 (入札公告3-3. 関係)	令和4年12月6日 (火) から 令和5年1月11日 (水) 16時00分まで 電子入札システムにより提出すること。 ※提出書類が添付可能な総容量を超える場合は、入札者に対する指示書[9][2] (6)に示すとおり提出書類を書留郵便等 ^(注) 又は電子メールにより提出すること。
⑥	競争参加資格確認結果通知日 (入札公告3-4. 関係)	令和5年1月27日 (金) を予定
⑦	競争参加資格がないと認めた理 由の説明請求期限日 (入札公告3-4. 関係)	競争参加資格確認結果の通知日の翌日から7日以内(行政機関の休日除く。)
⑧	参考見積書の提出期限 (入札公告5. 関係)	令和5年1月11日 (水) 16時00分 書留郵便等 ^(注) により提出すること。
⑨	参考見積書に関する 問い合わせ期間 (入札公告5. 関係)	令和5年1月30日 (月) から 令和5年2月17日 (金) までを予定

契約手続き日程

契約件名	新潟支社管内 路側無線設備工事
⑩ 訂正参考見積書提出期限 (入札公告5. 関係)	<p style="text-align: center;">令和5年2月28日 (火) 16時00分</p> <p>書留郵便等^(注)により提出すること。</p>
⑪ 入札書の提出期限 (入札公告6-2. 関係)	<p style="text-align: center;">令和5年3月22日 (水) 16時00分</p> <p>電子入札システムにより提出すること。(※電子メール不可)</p> <p>入札者に対する指示書【電子入札】 [12] から [17] を確認のうえ、次の提出書類を添付し提出すること。</p> <p>提出書類：工事費内訳書(Microsoft Excel形式)、総合評定値通知書(写し:PDF形式)</p> <p>※提出書類が添付可能な総容量を超える場合は、入札者に対する指示書 [16] [2] 及び [17] [2] に示すとおり提出書類を書留郵便等^(注)により提出すること。 ※入札保証を必要とする場合、入札ポンド(原本)を別途、書留郵便等^(注)により提出すること。</p>
⑫ 開札日時 (入札公告6-2. 関係)	令和5年3月23日 (木) 13時30分

(注)

「**書留郵便等**」とは、郵便又は信書便(民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第2項)のうち、受領署名又は押印を必要とする方法を指します。

(例) 一般書留郵便、簡易書留郵便、レターパックプラス[赤]、受領署名又は押印を必要とするバイク便など。

※普通郵便、レターパック[青]、ゆうパック、宅配便など、上記によらない方法の場合は受け付けません。

※令和4年4月1日付けで入札者に対する指示書の見直しを行っております。当社ホームページにて内容をご確認のうえ、手続きをお願いします。